

令和2年第3回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第62号	上越市手数料条例の一部改正について	財政課	1～4
議案第63号	上越市市税条例等の一部改正について	税務課	5～55
議案第58号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第2号)	用地管財課	56～58

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第62号
提出課	財政課

上越市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等により、個人番号の通知カードの交付が廃止されることに伴い、その再交付手数料に係る規定を削除するもの

2 主な改正内容

- (1) 通知カードの再交付手数料に係る規定を削る。(第2条関係)
- (2) その他文言を整備する。

3 施行期日

公布の日

4 上越市手数料条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(手数料の種類及び金額)	(手数料の種類及び金額)
第2条 略	第2条 略
(1)～(10) 略	(1)～(10) 略
	<u>(11) 個人番号の通知カードの再交付手数料</u> 1件につき500円
(削除)	(12)～(23) 略
<u>(11)～(22) 略</u>	<u>(24) 農地に関する証明手数料(第25号に</u> 掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき350円
<u>(23) 農地に関する証明手数料(第25号に</u> 掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき350円	<u>(25)～(97) 略</u>
<u>(24)～(96) 略</u>	<u>(98) 略</u>
<u>(97) 略</u>	ア <u>第36号</u> に規定する建築物に係る申 出を行う場合 同号に規定する額
ア <u>第35号</u> に規定する建築物に係る申 出を行う場合 同号に規定する額	イ <u>第37号</u> に規定する昇降機に係る部 分が含まれる建築物に係る申出を行う 場合 同号に規定する額
イ <u>第36号</u> に規定する昇降機に係る部 分が含まれる建築物に係る申出を行う 場合 同号に規定する額	<u>(99) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項</u> の規定に基づく認定を受けた長期優良住 宅建築等計画の変更の認定に係る申請手 数料(次号及び <u>第100号</u> に掲げる手数料 を徴収する場合を除く。) 1件につ き、 <u>第96号</u> の表の左欄に掲げる当該申 請に係る建築物の区分に応じ、同表に定
<u>(98) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項</u> の規定に基づく認定を受けた長期優良住 宅建築等計画の変更の認定に係る申請手 数料(次号及び <u>第100号</u> に掲げる手数料 を徴収する場合を除く。) 1件につ き、 <u>第96号</u> の表の左欄に掲げる当該申 請に係る建築物の区分に応じ、同表に定	

改正案	改正前
<p>める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次号において「長期優良住宅変更認定手数料の額」という。）</p>	<p>める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次号において「長期優良住宅変更認定手数料の額」という。）</p>
<p>(99) 略</p>	<p>(100) 略</p>
<p>ア 第35号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>ア 第36号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>イ 第36号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>イ 第37号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>(100)～(102) 略</p>	<p>(101)～(103) 略</p>
<p>(103) 略</p>	<p>(104) 略</p>
<p>ア 第35号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>ア 第36号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>イ 第36号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>イ 第37号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>(104) 略</p>	<p>(105) 略</p>
<p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第102号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>	<p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第103号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>
<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第102号イに規定する場合 同号イ(ア)から(イ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p>	<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第103号イに規定する場合 同号イ(ア)から(イ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p>
<p>(105) 略</p>	<p>(106) 略</p>
<p>ア 第35号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>ア 第36号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>イ 第36号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>イ 第37号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>(106)～(108) 略</p>	<p>(107)～(109) 略</p>
<p>(109) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（第111号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）</p>	<p>(110) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（第112号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）</p>

改正案	改正前
<p>1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(110) 略</p> <p>(111) 略</p> <p>ア <u>第 3 5 号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第 3 6 号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(112) 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて<u>第 1 0 9 号</u>又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第 1 0 9 号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第 1 0 9 号イ</u>に規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第 1 0 9 号ウ</u>に規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>(113) 略</p> <p>ア <u>第 3 5 号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第 3 6 号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(114)～(136) 略 （手数料の減免）</p> <p>第5条 略</p>	<p>1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(111) 略</p> <p>(112) 略</p> <p>ア <u>第 3 6 号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第 3 7 号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(113) 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて<u>第 1 1 0 号</u>又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第 1 1 0 号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第 1 1 0 号イ</u>に規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第 1 1 0 号ウ</u>に規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>(114) 略</p> <p>ア <u>第 3 6 号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第 3 7 号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(115)～(137) 略 （手数料の減免）</p> <p>第5条 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>第2条第106号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ <u>第2条第107号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ <u>第2条第108号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ <u>第2条第130号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第131号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が<u>第2条第27号</u>に規定する手数料を納付するとき。市長が必要と認める額</p> <p>3 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>第2条第107号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ <u>第2条第108号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ <u>第2条第109号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ <u>第2条第131号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第132号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が<u>第2条第28号</u>に規定する手数料を納付するとき。市長が必要と認める額</p> <p>3 略</p>

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第63号
提 出 課	税務課

上越市市税条例等の一部改正について

1 改正理由

令和2年度税制改正による地方税法等の一部改正を受け、個人市民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦（寡夫）控除の見直しをするとともに、所有者不明土地等に係る固定資産税の賦課徴収に当たり、現に所有している相続人等からの申告や、使用者を所有者とみなす制度を拡大するなど、所要の改正を行うもの。

また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について必要な改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 第1条の規定による上越市市税条例の改正内容

ア 個人市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加えることに伴い規定を整備する。（第15条関係）

イ 個人市民税の所得控除について、ひとり親控除を追加することに伴い規定を整備する。（第21条関係）

ウ 調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合に、使用者を所有者とみなすことができる規定を整備する。（第60条関係）

エ 登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を整備する。（第82条の6関係）

オ 軽量の葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間においては、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとする。（第103条関係）

カ 延滞金の割合等の特例及び納期限の延長に係る延滞金の特例について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い規定を整備する。（附則第3条の2、第3条の3関係）

キ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長に伴い規定を整備する。（附則第8条の2関係）

ク 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長することに伴い規定を整備する。（附則第12条の2の2関係）

ケ 長期譲渡所得に係る個人の市民税の特例について、低利用土地等を譲渡した場合の特別控除が新設されたことに伴い規定を整備する。（附則第13条関係）

コ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続に関する規定を整備する。（附則第26条関係）

(2) 第2条の規定による上越市市税条例の改正内容

ア 法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする規定が整備されたこ

とに伴い、法人市民税における規定を整理する。(第18条、第45条、第46条、第47条の2関係)

イ 軽量な葉巻たばこの課税方式について、令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとする。(第103条関係)

ウ 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に係る手続に関する規定を整備する。(附則第27条関係)

エ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に係る手続に関する規定を整備する。(附則第28条関係)

(3) 第3条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年上越市条例第48号)の改正内容

地方税法等の改正を受け、所要の規定を整備する。(第3条関係)

(4) 第4条の規定による上越市都市計画税条例の改正内容

地方税法等の改正を受け、所要の規定を整備する。(第2条、附則第2項、附則第13項関係)

(5) 第5条の規定による上越市都市計画税条例の改正内容

地方税法等の改正を受け、所要の規定を整備する。(附則第13項関係)

(6) 附則第8条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年上越市条例第116号)の改正内容

所要の規定を整備する。(附則第5条関係)

(7) 附則第9条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年上越市条例第48号)の改正内容

所要の規定を整備する。(附則第1条、附則第2条の2、附則第4条関係)

(8) 附則第10条の規定による上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成29年上越市条例第26号)の改正内容

所要の規定を整備する。(附則第1条、附則第2条関係)

(9) 附則第11条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年上越市条例第33号)の改正内容

所要の規定を整備する。(附則第7条、附則第9条、附則第11条関係)

3 施行期日

公布の日。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行する。

(1) 2(1)オの改正 令和2年10月1日

(2) 2(1)ア、イ、カ及びケ並びに2(2)ウ及びエ並びに2(5)の改正 令和3年1月1日

(3) 2(2)イの改正 令和3年10月1日

(4) 2(2)アの改正 令和4年4月1日

4 上越市市税条例等改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市市税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(個人の市民税の非課税の範囲) 第15条 略 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親	(個人の市民税の非課税の範囲) 第15条 略 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫

改 正 案	改 正 前
<p>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純</p>	<p>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純</p>

改 正 案	改 正 前
<p>損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）は、この限りでない。</p> <p>2～8 略 （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第29条の2 略 (1)及び(2) 略 (削除) (3) 略</p> <p>2～5 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者_____（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 (削除) (3) 略</p> <p>2～5 略 （法人の市民税の申告納付）</p>	<p>損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）は、この限りでない。</p> <p>2～8 略 （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第29条の2 略 (1)及び(2) 略 (3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) 略</p> <p>2～5 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者<u>若しくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 (3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) 略</p> <p>2～5 略 （法人の市民税の申告納付）</p>

改 正 案	改 正 前
<p>第45条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 略 （固定資産税の納税義務者等）</p> <p>第60条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が、賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が、同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が、同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が、震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p>	<p>第45条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 略 （固定資産税の納税義務者等）</p> <p>第60条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が、賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録されている法人が、同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が、同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が、震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産税課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する</p> <p>_____。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改 正 案	改 正 前
<p>5 <u>法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u>（追加）</p> <p>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより <u>仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で、当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合</u>には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告が</p>	<p>5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で、当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告が</p>

改 正 案	改 正 前
<p>あった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が、登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定によるしゅん工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が、同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が、当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で、令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p> <p>8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他法施行規則第10条の2の15に定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家</p>	<p>あった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が、登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす_____。</p> <p>6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定によるしゅん工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が、同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が、当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で、令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす_____。</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他法施行規則第10条の2の12に定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家</p>

改 正 案	改 正 前
<p>屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>（固定資産税の課税標準）</p> <p>第68条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項、第82条の4及び附則第10条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）</p> <p>第68条の2 <u>法第349条の3第27項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>（現所有者の申告）</p> <p><u>第82条の6 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>（固定資産税の課税標準）</p> <p>第68条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項、第82条の4及び附則第10条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</p> <p>第68条の2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第30項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p>(3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u>（追加） （固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第83条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が、第82条の4若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかった場合には____、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略 （たばこ税の課税標準）</p> <p>第103条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計</p>	<p>（固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第83条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が、第82条の4又は____法第383条の規定によって____申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略 （たばこ税の課税標準）</p> <p>第103条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。_____</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計</p>

改 正 案	改 正 前
<p>算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第101条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 略 (たばこ税の課税免除)</p> <p>第103条の3 略</p> <p><u>2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)</u>の規定は、<u>卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第103条の5第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)</u>の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、<u>施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)</u>の規定は、<u>卸売販売業者等が市長に法施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u></p> <p>4 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第103条の5 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条の3第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した法施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申</p>	<p>算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第101条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 略 (たばこ税の課税免除)</p> <p>第103条の3 略</p> <p><u>2 前項</u>の規定は、<u>卸売販売業者等が市長に法施行規則第16条の2の3</u>に規定する書類を<u>提出しない場合には、適用しない。</u></p> <p>3 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第103条の5 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条の3第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した法施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申</p>

改 正 案	改 正 前
<p>告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第103条の3第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した法施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第103条の3第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した法施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2～5 略 (特別土地保有税の納税義務者等)</p>	<p>2～5 略 (特別土地保有税の納税義務者等)</p>
<p>第135条 略</p>	<p>第135条 略</p>
<p>2～5 略 6 <u>第60条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第135条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>2～5 略 6 <u>第60条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第135条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p>	<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p>
<p>第3条の2 当分の間、第11条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第59条第2項、第81条第2項、第103条の5第5項、第103条の9第2項、第143条第2項(第150条において準用する場合を含む。)及び第144条第2項(第150条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年_____における延滞金</p>	<p>第3条の2 当分の間、第11条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第59条第2項、第81条第2項、第103条の5第5項、第103条の9第2項、第143条第2項(第150条において準用する場合を含む。)及び第144条第2項(第150条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。))</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、第47条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合に</u>年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年_____における<u>当該加算した割合</u>とする。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第3条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められた日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第47条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>加算した割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条の2第1項及び第4項</p>	<p><u>準割合に</u>_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、第47条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中</u>_____において、<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>と_____する。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第3条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められた日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第47条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>特例基準割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条の2第1項及び第4項</p>

改 正 案	改 正 前
<p>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p>	<p>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>	<p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>
<p>第4条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>
<p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p>
<p>第6条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書が、送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に、肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。以下同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除す</p>	<p>第6条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書が、送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に、肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。以下同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除す</p>

改 正 案	改 正 前
<p>る。</p> <p>2及び3 略 (読替規定)</p> <p>第8条 <u>法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定</u>の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>法附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>3 <u>法附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(削除)</p> <p>4 <u>法附則第15条第30項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第30項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第30項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。(追加)</p> <p>9 <u>法附則第15条第30項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>る。</p> <p>2及び3 略 (読替規定)</p> <p>第8条 <u>法附則第15条から第15条の3の2までの規定</u>の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は法附則第15条から第15条の3の2まで</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 <u>法附則第15条第2項第2号に規定する条例</u>で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第33項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第33項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第33項第1号ホ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第33項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>1 0 <u>法附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>1 1 <u>法附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>1 1 <u>法附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>1 2 <u>法附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p style="text-align: right;">(削除)</p>	<p>1 3 <u>法附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する条例</u>で定める割合は、5分の4とする。</p>
<p>1 2 <u>法附則第 1 5 条第 3 8 項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>1 4 <u>法附則第 1 5 条第 4 4 項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>1 3 <u>法附則第 1 5 条第 4 1 項</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。</p>	<p>1 5 <u>法附則第 1 5 条第 4 7 項</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。</p>
<p>1 4 略</p>	<p>1 6 略</p>
<p>1 5 <u>法附則第 6 2 条に規定する条例で定める割合は、零とする。</u> (追加)</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>	<p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>(1)~(7) 略</p> <p>(<u>令和元年度又は令和2年度</u>における土地の価格の特例)</p>	<p>(1)~(7) 略</p> <p>(<u>平成31年度又は平成32年度</u>における土地の価格の特例)</p>
<p>第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>
<p>2 <u>法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規</p>	<p>2 <u>法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規</p>

改 正 案	改 正 前
<p>定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第10条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同</p>	<p>定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第10条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同</p>

改 正 案	改 正 前
<p>項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>附則第15条</u>若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>附則第15条</u>若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>附則第15条</u>若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に</p>	<p>項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>法附則第15条</u>若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>法附則第15条</u>若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>法附則第15条</u>若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に</p>

改 正 案	改 正 前
<p>定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>(平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第10条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第11条 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>附則第15条若しくは第15条の3</u>の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表 略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は<u>附則第15条若しくは第15条の3</u>の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第141条第1号及び第148条中</p>	<p>定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>(平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第10条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第11条 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>法附則第15条若しくは第15条の3</u>の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表 略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は<u>法附則第15条若しくは第15条の3</u>の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第141条第1号及び第148条中</p>

改 正 案	改 正 前
<p>「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第141条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第12条の2の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第12条の2の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第13条 当分の間、所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1</p>	<p>「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第141条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第12条の2の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間（附則第12条の2の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第13条 当分の間、所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1</p>

改正案	改正前
<p>項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下附則第13条の3までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下附則第13条の3までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第13条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>第13条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>
<p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確</p>

改 正 案	改 正 前
<p>定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第23条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(<u>第60条第6項</u>の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、市長が別に定める期日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2~7 略</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第25条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加</p>	<p>定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第23条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(<u>第60条第5項</u>の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、市長が別に定める期日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2~7 略</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第25条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加</p>

改 正 案	改 正 前
<p>算した額とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u> 第26条 第6条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第6条の3第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。 (追加)</p>	<p>算した額とする。</p>

(2) 第2条の規定による上越市市税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条、第43条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条の4第1項(第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第75条、第89条の6第1項、第91条第2項、第103条の5第1項若しくは第2項、第103条の10第2項、第121条、第143条第1項又は第155条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には____、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条、第43条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条の4第1項(第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第75条、第89条の6第1項、第91条第2項、第103条の5第1項若しくは第2項、第103条の10第2項、第121条、第143条第1項又は第155条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には____、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額</p>

改 正 案	改 正 前
<p>を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 （年当たりの割合の基礎となる日数）</p> <p>第12条 前条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第47条の2第1項_____、第59条第2項、第81条第2項、第103条の5第5項、第103条の9第2項、第143条第2項並びに第144条第2項の規定に定める延納金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。 （市民税の納税義務者等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第18条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で、収益事業を廃止したものを含む。同号_____において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、</p>	<p>を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 （年当たりの割合の基礎となる日数）</p> <p>第12条 前条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第47条の2第1項及び第4項、第59条第2項、第81条第2項、第103条の5第5項、第103条の9第2項、第143条第2項並びに第144条第2項の規定に定める延納金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。 （市民税の納税義務者等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業_____を行うもの（当該社団又は財団で、収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、</p>

改正案

この節（第45条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第18条 略

2 第14条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 略 ア～エ 略 オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の2</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（以下この表において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額5万円
略	

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号

の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

改正前

この節（第45条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第18条 略

2 第14条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 略 ア～エ 略 オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（以下この表において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額5万円
略	

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準

の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。